

<b>交渉情報</b>	<b>NO.88</b>	かんぽ生命保険エリア本部
JP労組 信越地方本部	2022年2月24日	添付資料:3枚

## 2022年度三六協定締結（かんぽ生命）について

かんぽ生命保険エリア本部は、本日（2月24日）「2022年度三六協定締結について」別紙1のとおり地方本部に説明してきました。

標記の扱いは中央総合情報第162号(2022.2.21)の通り、周知されているものです。

三六協定は、2019年度に改正された時間外労働の罰則付き上限規制から3年が経過しましたが、今年度においてもその対応状況や想定される繁忙要素等を考慮した締結とし、労基法三六条の趣旨を踏まえつつ、労働者の健康確保を前提に、高い時間外労働の構成割合を改善し、働きやすい環境を整備する事で、仕事と生活等の両立をはかり生産性を向上させなければなりません。なお、締結にあたっては時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや職場における必要な労働力の配置状況等についても意思疎通をはかるとしてあります。

それを受け、地本は今年度のエリア本部・支店の超過勤務の状況および目安時間（2022年4月に新設されるかんぽサービス部も含めた）の考え方についても求めました。

エリア本部は、エリア本部・支店ともに2020年度よりも業務量は増加したと考えている、一方、超勤時間については、営業拠点の再編の影響もあり、全体的にはパートナー一部社員の超過時間が多いものの、特別条項の適用には至っていない。また、超勤時間数については、一部社員間での差がみられることから、業務の平準化を図っているとあります。

2022年度における支店（かんぽサービス部を除く）およびエリア本部の目安時間については、営業拠点の再編に伴う導入時期の一時的な業務繁忙や、引き続きお客さま本位の対応を継続していることから、現行の三六協定の内容を維持する souhaite。

また、かんぽサービス部の目安時間については、①組織の立ち上げ期において一時的に繁忙が想定されること、②コンサルタントの移動距離が増える見込みであること、③内務事務においては、保険事務および共通事務の両業務に従事する必要もあること等から、これまでの日本郵便における勤務よりも超過勤務が増加する要素があるものの、エリア本部や支店から十分なサポートを行うことで、現在、日本郵便と締結している三六協定の内容をベースに、締結することとしたいという考え方が示されました。

よって、4月から「勤務時間制度の見直し」が実施されることから、勤務時間管理の徹底、業務の平準化、新設されるかんぽサービス部の実態を見極めたうえで、2023年度の目安時間数等の検討を行っていくことで整理しました。

**【労使対応】 支部交渉**

スケジュールは以下の通りとなりますので、支部労使間で調整し、対応をはかるよう要請します。

また、交渉の場を持つ場合には、新型コロナウイルス感染症感染予防の取組の各対策に沿って対応すること、交渉委員全員の出席にこだわることなく、できるだけ出席委員の人数を絞る等、効率的な交渉となるよう対応することとします。

なお、かんぽサービス部の新設は4月1日からであり、2021年度中（3月31日まで）は、日本郵便の金融コンサルティング部として、郵便局内に設置されていることから、今回の三六交渉は、日本郵便が行う三六交渉にかんぽ生命が同席することを基本とします。ただし、支店に交渉実績のある支部との対応については、話し合いによりかんぽ生命主導で行うことも可能としますので、ご理解願います。

支部窓口交渉および三六協定締結…3月14日（月）～25日（金）